



「国際版画美術館ホームページ」に お店や会社の広告を載せてみませんか？

町田市立国際版画美術館のホームページでは、当館の展覧会や実技講座等の事業情報や、刊行物案内など様々な情報を発信しております。このトップページにバナー広告を載せてみませんか？ぜひご検討ください！

1. 応募資格など

町田市や美術に関連する事業を行う方（ただし、以下①～⑦までのもの及び、別表1・2に該当する業種または内容のものは掲載できません。）

- ①町田市立国際版画美術館ホームページの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる風俗営業に関するもの
- ④政治又は宗教に関するもの
- ⑤個人、団体の意見広告を内容とするもの
- ⑥法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑦その他市長が掲載する広告として適切でないと認めたもの

別表1

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の業者

別表2

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉棄損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗、中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの

2. 広告載の規格・掲載位置など

- ①募集枠 10枠(申込みは事業者につき1枠)
- ②規格 1枠(横180ピクセル×縦80ピクセル)
- ③掲載期間 年度を越えない範囲で6ヶ月間を基本とする。1ヶ月単位の掲載も可能とする。
- ④掲載料 **基本は6ヶ月分の30,000円。1ヶ月分は5,000円**
- ⑤形式 PNG, JPG, GIFのいずれかの静止画でアニメーションは不可
- ⑥掲載位置 「町田市立国際版画美術館ホームページ」トップページ下側、関連リンクに続く最下段とする。掲載位置の指定は不可。

3. 応募方法

ホームページから以下の書類をダウンロードし、ご記入のうえ、国際版画美術館へお申込み下さい。また、書類提出後7日以内に国際版画美術館のメールアドレスまでバナーの画像データをお送り下さい。

○町田市有料広告掲載申込書【様式1】

※継続を希望する際にも【様式1】の提出をお願いいたします。

○有料広告掲載申込に係る誓約書

4. 決定方法

「町田市有料広告掲載取扱要綱」及び「町田市立国際版画美術館有料広告取扱基準」に基づき、広告内容等を審査したうえで可否を決定します。結果は応募されたすべての方に通知します。

5. その他注意事項

○2025年度後期分(6か月)は9月1日(月)までにお申込み下さい。

11月以降掲載希望の方は、**掲載開始希望日より1ヶ月前まで**にお申し込みください。

○広告掲載料は国際版画美術館から納付書を送付いたしますので、町田市公金収納取扱店の窓口にて納入してください。

○広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了するものとします。

○指定した期日までに広告原稿が提出されないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されます。

○広告には必ず、事業所名を明記して下さい。

《問い合わせ先》

〒194-0013 町田市原町田4-28-1



町田市立国際版画美術館

電話: 042-726-2771 FAX: 042-726-2840

メールアドレス: bunspo040@city.machida.tokyo.jp